

ざいますが、各圏域ごとに住民の代表者等で構成する「策定検討委員会」を設置して、策定のご議論をいただきたいと思いますと考えております。

当然にこれら策定委員会における検討状況や途中の案についても逐次、都市計画審議会にご報告をさせていただきたいと考えております。

以上で第1769号議案、「都市計画基本方針の内容について」の説明と合わせて、今後の予定等についてもご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<朝日議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問・ご意見がございましたらご発言をお願いします。

<川村委員>

はい。

<朝日議長>

はい、23番の川村委員、お願いいたします。

<川村委員>

あの、申し訳ないです。ちょっと聞き漏らして6番、6ページに先ほどご説明いただいたこの追加したのがどこのページなのか、都市計画マスタープランや都市計画マスタープランの中で。

<事務局>

はい。商業系の土地利用のところを示すページで、1769の45ページの中程のところでございます。

<川村委員>

はい。それはあの、いいんです、すみません。

<朝日議長>

はい、どうぞ。

<川村委員>

うーんと違う、違う。こっちの方の6ページの、この都市計画マスタープラン策定時の意見を聴取し反映するよう努めるっていうのが追加で書いたんですか？

<事務局>

35ページですか？それは35ページに書いてあります。

1769の35ページ、「県民と共に考える地域づくり」のところでございます、一番下の。

<川村委員>

よろしいですか。

<朝日議長>

はい。

<川村委員>

具体的にその意見を聞いて反映するための体制というか、これ、どういうところにあります？そうするとどういうふうに反映するのか。例えばそれ、各市町のマスタープランを作る都市計画審議会にあるのか、どこに委ねるのか、ちょっと分からないんですが。

<朝日議長>

事務局お願いします。

<事務局>

こちらはですね、県の「都市計画区域マスタープラン」の第1章に相当する広域圏の部分を考え、記述する「圏域マスタープラン」の記述をするため、5つの圏域ごとに「策定検討委員会」を設けまして、そこで住民の代表の皆さま方にご審議いただいて、地域特有の意見を鑑みながら、県のマスタープランの第1章を作り上げていくという体制でございます。

市町のマスタープランについては、そこで議論するという内容ではございません。

<川村委員>

いいですか。

<朝日議長>

はい。

<川村委員>

そうすると、この「都市計画マスタープラン」と市町の「都市計画マスタープラン」については、地域特性に応じた計画とするため、その作成過程において地域住民の意見を反映し反映するように努めるってなると、今、各市町にある都市計画審議会にそういう権限は与えていくっていう考え方なのか、今の審議ですと多分、この「都市計画審議会」と各市町にある「都市計画審議会」が相互に連携取りながら決定していくところがあったんだけど、それぞれが独立して行ってやっていくのか。今までとそれが今までと一緒になんてどう変わるのかなと、この追加された部分で。

<朝日議長>

事務局お願いします。

<事務局>

すいません。県のマスタープランの策定に際しましては、先ほど申しましたように策定委員会に住民の方も入っていただくつもりでおりますので、そういう中でまたご意見を反映していくとかですね、あと、行程ですけども、公聴会とかもやりますので、その中でご意見を反映していくということございまして。

あとまあ、市町の都市マスタープランの策定にあたりましては、市町の当然、都市計画審議会の中でご審議もいただいておりますし、これまでの市町の都市計画マスタープランの策定状況を見ておりますと、広く市民の方も入っていただいて、意見を聞きながら作っていただいておりますので、そこをですね、より明確にこの県の基本方針の中でもお示しをさせていただいたってことで、あの相互に連携して県の都市計画審議会と、市の都市計

画審議会がこうコラボレーションしながらってことではないということでございます。

<朝日議長>

はい、川村委員。

<川村委員>

そうすると結局、連動してないってことは、それぞれがそれぞれの特性のあるまちづくりをしていってもいいですよっていうふうな意味合いで追加していただいたという認識で良いですかね？

<朝日議長>

はい、事務局お願いします。

<事務局>

そうですね。意見はまずございましたので、小委員会の中の委員がまずですね、「やはりこういうことをちゃんと明文化して書いておくべきではないか」というご意見いただいたので付け加えさせていただいたというのが今回のところでございます。

それと、県のマスタープランと市町のマスタープランの関係についてはですね、ちょっとスライド資料の方ですね、10番のスライド右下の番号の10番というところですね、書いてあるんですけども、今、議論しているのがこの10番のスライドの一番上の「基本方針」というところでございます、これを踏まえまして次期区域のマスタープランを作っていくと。

これは県決定の案件でございます、市町のマスタープランにつきましてはですね、この法律上は、この県の区域マスタープランに即してってことで、これをベースに市町は考えていただくというのがまあ法の趣旨でございますので、その部分は県の方針と整合性は取っていただく必要があると思っておりますけども、その中身についてはより具体的により地域的な内容の市町の都市マスタープランを書いていきますので、そのそれぞれ独自の部分ってのは、市町の中で議論していただいて書いていただけるのかなというふうに考えております。

<朝日議長>

はい、川村委員。

<川村委員>

あの、なんでそういう質疑をさせていただいたかっていうと、あの県の都市計画審議会と市町の都市計画審議会とはある意味、情報を共有し合ってやっていた形がよく分かってるんですけど、特に三重県の場合ですと南北に長いですし、地域特性をここでも認められてるように全然違うってということなんですよね。

そういう意味で言うと、特に私、今いる北勢圏域っていうところはですね、どちらかと言うと、名古屋に対してどういうまちづくりするかという考え方がないとしても立ちゆかなくなる中で、どちらかって言うと三重県の枠組みで見るとなかなか三重県の都市計画審議会と少し合わないのかなと、正直思ってます。

で、特に名古屋を見たときに名古屋に土をもっと三重が送れば、名古屋からこぼれてくるもので三重の北勢は栄えるし、北勢が栄えればまた、中勢や南勢にも行くのかなというモノの見方をしているもんですから、そうするとどうしてもまちづくりで元気なところを、三重県の都市計画審議会を尊重しながらまちづくりを進めようとする、少し違った歪な形になるのかなというところについて、具体例で言うと例えば、四日市の街中は今、元気です。

で、これなぜ元気かって言ったら、名古屋でもうパンパンになって飲食店が膨れ上がったものですから、名古屋ではもう商圈飽和状態ちゅうことで今、四日市に名古屋の会社が中心商店街をもう飲食店はドンドン来てるんですね。本社は名古屋っていうのが、こぼれてきた。

だから、今までどちらかと言うと三重県の都市計画審議会の中では木曾川から人口を出さないとか、木曾川からこう三重県で枠組みでモノを考えてたけど、名古屋の山が高くなればなるほど三重にも来るし、それ受けるのは北勢圏域が受けて、北勢がまたそれを中勢や南勢に渡せたら私は良いなと思ってるんですよ。

そうすると、ある程度圏域ごとに独立したモノの見方と考え方をさせていただくと、非常に結果的には三重県の都市計画審議会の中でも圏域を認めるっていうことであれば、そのところの自由度を少し高めていただくようなものをもうこれ最終の答申ですけれど、この審議会で審議していくうえでそういうものが出たっていうのを見せてもらえれば。

ある意味、名古屋の山が高くなればなるほど三重が弱っていくって考え方ではなくて、高くなればなるほど、こちらにもそれは良い共存・共栄できるものがあるっていうような受け皿づくりを、とりあえず三重の都市計画審議会が策定で作っていかないかっていうようなことの議論が無ければですね、なかなか三重だけの枠組みでモノを見てみると、ゆくゆく立ちゆかなくなるなと思ってるものですから、ぜひともその辺のところがあって、質疑をさせていただきました。

で、すなわち結果から言うと、市町の都市計画マスタープランつうのをある程度の圏域を含めてですね、県の方でもお認めいただきたいなっていう考え方だけは目指していただきたいってことです、以上です。

<朝日議長>

今の川村委員からご意見ございましたけれども、この都市計画、今回ご審議いただくこちらは県全体のものにはなりますが、この後に「都市計画区域マスタープラン」策定というものがあまして、ここで北勢圏域の中でそれぞれの学識経験者、住民の代表の方も含めてですね、当然そこにご意見が入ってくる形に1つはなります。

それから後ですね、この北勢圏域を策定するにあたっては当然、市町の方も大変興味を持ってご参加いただく形になりますので、今回のこれがすべて縛りがあるという形ではなくて、圏域ごとの各委員の皆さまも多分分かっていらっしゃると思いますが、圏域ごとに大変特性がありますので、その部分については各圏域の中です、捉えて作

っていただく形になっているということでございます。

ですので、その辺りは今、川村委員からご指摘の部分ですね、次のこの北勢圏域の中のマスタープランのところでもた反映していただく形にすればよろしいのではないかとというように思いますが。事務局の方、いかがでしょうか。

<事務局>

そうですね、あのすいません。スライドの12ページ右下、12ページのところにも先ほどご説明しましたけども、会長ご指摘いただいたとおり北勢圏域ですね、市町の都市計画担当の方も入っていただいでですね、住民代表の方も入っていただいで、取りまとめていきますので、その中で北勢の優位性ですとかですね、それを取り込んでいきたいというふうに考えております、以上です。

<川村委員>

もう一点だけ言わせて。

<朝日議長>

はい、お願いいたします。

<川村委員>

もう一点、1769の45、意見を受けて追加していただいたですね、鉄道駅等から1kmの範囲の立地誘導、原則それ以外は抑制してありますけど、この「鉄道駅等」には、例えばあと何が想定できるのか。インターチェンジなのか、何があるかがちょっとよくわからないので。もし、教えていただけたら。

<朝日議長>

事務局の方、お願いします。

<事務局>

鉄道駅等というのが、例えば町の中心となるような庁舎とか、そういった市街地の中心になるようなモノということでございます。

<朝日議長>

はい、川村委員お願いします。

<川村委員>

例えば、高速道路のインターチェンジとか、あと考えられるのは市の庁舎であれば公共施設とかいくつか考えられるんですけど、そのようなものも含んでいるということですか。

<事務局>

こちらで言いますと、「鉄道駅等」と言うのは、インターチェンジ等は市街地の中であれば別なんですけども、市街地の中でなければここで言うインターチェンジは含んでいないというふうに考えておまして、そういったところについては別途、ここでは原則ということで書いておりますので、別途、検討して必要なものであればということになるかと思えます。

<朝日議長>

他にご意見・ご質問等、ございませんでしょうか？

はい、3番委員、松本委員お願いします。

<松本委員>

はい。あの今の川村委員ですよ、ご指摘のところがいっぱい読み方ができてしまうというのを今、気がつきまして。あっ、なるほど、インターチェンジとかも含まれるんじゃないかと思ったんですが、逆にここはやはり、明記してはどうですかね。

あの、あくまでも原則で、原則としてどうこうっていうのを明確にして書いて、そして別途また他に必要とあるところがあれば圏域マスで位置付けていただいて、更に市町村マスで位置付けてもらえればそれはそれで結構だと思っておりますが、県としての原則の方針としては言及してはどうかと思います。

もうちょっと言うとそもそも今、近商と商業地域が貼りついている所って、鉄道駅1km以内、鉄道のある1km以内ってことです。

で、極々一部それを外れてるところがあって、そこをもし県として想定してるところがあり、そこが公共施設なのかあるいは市庁舎なのか、何かあるのであればそこを明確にしたらどうかと思うんです。

あの、もうちょっと分かりやすく言えば、何でも好き勝手読めちゃうのはまずくないですかって。

<事務局>

そうですね、あのまずですね、ここで書いてあるのはまず「大規模集客施設」でございますので、床面積が1万平方メートルを超えるようなものをですね、どこに誘致するかということ。

基本的には公共交通の発達した鉄道駅というのをまず大原則に書いてまして、あと、今まで先ほど申しましたように市庁舎であったりですね、いろんな交通の便が良いところで、かつ、商業系の土地利用がなされている箇所という限定でございますので、今、具体的に言うと駅以外。

<事務局>

駅以外ですが、考えられているのが今、現状のマスタープランの中では例えばあの、市街地のショッピングセンターがあつてバスのターミナルがあるであるとか、公共交通のある一定進んだところ、そして、現状で商業施設があるようなところを指定しているのが現状ですので、まあそれを今後も維持していく、もしくは、新たに誘致できるようなところは更にこれよりも高い公共交通が発達したところでございますので、やはり商業施設ですので、公共施設がすべてあるところというニュアンスではなくて、商業施設があるところってというようなイメージになってます。

<松本委員>

はい。イメージはよく分かります。たぶんこの文のまとめ方を共通認識としたとしても、この文章だけで出たときにはいろんな解釈ができてしまいますけど、大丈夫ですか。

<事務局>

そのとおりでございます。そうですね、やはりあの、何度も言いますが交通の便が良くて、車を使わなくても買い物ができるというところをですね考えておりますので、それをどう具体的にその圏域の中で考えていくということで、やはり原則は今回のようなものであると。

今ここで何がって言うのは、ちょっとすぐには鉄道駅以外には出てこないんですけども、まあ言うと、交通の便で良い場所であれば可能なのかなというふうに考えておるところでございます。

<松本委員>

はい、あの結構です。いろいろお話いただいて。

<朝日議長>

他にいかがでしょうか。

それでは、今のいろいろご意見・ご質疑いただきましたが、大きな問題になるような点はありませんでしたので、原案は適切であると判断したいと存じますがご異議ございませんか。

(異議なしの声。)

それでは、ご異議がありませんので第 1769 号議案「都市計画基本方針の内容について」は、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申いたします。

次に、「伊賀市の都市計画区域等の変更」について報告があります。では、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

それでは、引き続きまして「伊賀市都市計画の変更」と「公聴会の開催」について、ご説明いたします。都市政策課の橋本です、よろしく願いいたします。

資料の方ですが、ピンク色の参考資料、先ほどの続きですね。もしくは、正面のですねスクリーンをご覧ください。

まず、伊賀市内の都市計画区域の現状などについてご説明いたします。

平成 16 年、2005 年に上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町、の 1 市 3 町 2 村が合併し、現在の伊賀市が誕生しました。これ以降、伊賀市内には、上野、伊賀、阿山、青山、の 4 つの都市計画区域が併存する状況となっています。

次に、伊賀市の都市計画区域の再編に向けた取組の経緯などについて、ご説明いたします。

平成 16 年、伊賀市合併の際に結ばれた「合併協定」において、「都市計画の設定については、新市誕生後、一体的なまちづくりを進めるために調整する」と公表されています。

県は平成 20 年に策定した「基本方針」の中で「市町村合併後の都市計画区域について市

町のまちづくりの方針と整合を図るため、一市町は同一の都市計画区域を基本として再編すること」としています。

平成 22 年に策定された伊賀市の「市マスタープラン」では、「都市計画区域の統合」「全市統一した土地利用制度の導入等」、基本的な目標が示されたところです。同年、学識経験者や住民などで構成される「伊賀市土地利用管理手法検討委員会」が設置され、その後、平成 26 年までの間、市民の意見を踏まえ、検討が重ねられてきました。

平成 26 年 2 月には、検討委員会から「提言書」が伊賀市長に提出され、受理されました。その中で「都市計画区域統合を前提に区域区分を廃止し、自主条例による土地利用を管理していく」との方針が提言されております。

平成 26 年以降、県、伊賀市、国の都市計画部局や農地部局とも事務担当レベルの協議を重ねてきました。平成 27 年 2 月、伊賀市は自主条例の概要や都市計画区域の統合等の方針について、住民説明会を 12 箇所で開催いたしました。平成 28 年 11 月 21 日には伊賀市長より三重県知事に対し、本県に係る都市計画の変更要請がございました。これは本件に係る区域区分の変更や、マスタープランの改定などが県決定事項であるからです。

この要請を受けて、県は都市計画変更に係る素案作成を開始いたしました。県は平成 28 年 12 月 7 日から 1 ヶ月間、名張市を含む伊賀地域の広域圏の都市計画の目標などを示す「圏域マスタープラン」を修正し、パブリックコメントの募集を実施いたしました。意見の提出はございませんでした。

次の手続きとして、5 月 14 日、公聴会の開催を予定しており、本日はそのご報告をさせていただきます。

まず、公聴会に関する伊賀都市計画区域の変更の概要を説明いたします。スライドの地図をご覧ください。左の地図は都市計画区域などの現状を示しており、右の図は今回の変更案を示しています。対比しながら見ていただければと思います。この図での変更点は 2 点あります。

1 つは、伊賀市内に 4 つある都市計画区域、上野、伊賀、阿山、青山を 1 つに統合し、「伊賀都市計画区域」とすることです。左右の橙色の線を見てください。この線は都市計画区域を示す線ですが、左側の地図では橙色で囲む 4 つの区域が示されています。右の図では、大きく囲むように 1 つに変わっています。この範囲が統合後の「伊賀都市計画区域」ということになります。

もう 1 つの変更点が「上野都市計画区域」だけに設定されています「区域区分」。いわゆる線引きですが、この廃止です。左の地図の中の「上野都市計画区域」には、黄色で示されているところが現在の「市街化区域」、水色の部分が「市街化調整区域」です。

4 つの区域の内、上野都市計画区域だけが区域区分を適用していますので、このように着色しています。今回、都市計画区域を統合するにあたり全域を区域区分無し、線引きを行わないとしていますので、右側の図では黄色の着色と水色の着色が無くなっているのがお分かりいただけるかと思えます。

なお、黄色の市街化区域にあたる部分は、青、スクリーンでは薄紫に変わっていますが、これは市街化区域ではなく、建築物の用途を指定する用途地域をそのまま残すということを示しています。

以上2点が都市計画の変更点ですが、「伊賀都市計画区域マスタープラン」においても、これに合わせて記述等の変更を行います。また、右側の図ですが、全域が緑色に着色されています。これは、伊賀市が区域区分に代えて秩序ある土地利用を図るため、制定を予定している自主条例が及ぶ範囲を示しています。ご覧のとおり、伊賀市は都市計画区域外も含め、全域に自主条例を適用する予定としています。

それでは次に、それぞれの変更の理由を説明いたします。

まず、4つの都市計画区域を1つにする統合の理由です。伊賀市内の上野、伊賀、阿山、青山の4つの都市計画区域は土地利用の現状及び見通し、通勤・通学等による日常生活圏などの指標から一体性があると判断しており、伊賀市が目指す一体的なまちづくりを行うためにも統合することが適当であると考えます。また、一市町は同一の都市計画区域とすることが望ましいとする、県の方針にも合致しています。

次に、区域区分の廃止を行う理由です。伊賀市においても人口の減少が続くことが予想され、今後、急速な市街地拡大が望まれません。旧上野市以外にも旧町村の中心は人口が少なく、市街化区域に編入する人口要件を満たしていないため、仮に統合後の都市計画区域において区域区分を適用する場合、市街化調整区域となってしまう、旧町村の中心部を拠点として活用していこうとする伊賀市のまちづくりの実現が困難となります。

また、伊賀市では先に説明したとおり、土地利用管理手法検討委員会を中心に長年にわたり地域住民や専門家の意見も踏まえ、これらの方針について、時間をかけて慎重に検討してきた経緯があります。

また、区域区分に代わり、都市計画区域外も含めて土地利用をコントロールする新たな自主条例の制定を予定しており、区域区分の廃止により、無秩序な土地利用が進む心配が少ないと判断しています。

以上が、今回の変更に係る理由です。

次に、公聴会の開催について説明いたします。

公聴会は都市計画法 第16条に基づき、都市計画の変更の素案について、住民の意見を反映させるために開催するものでございます。公聴会において意見を聴こうとする都市計画は、①伊賀都市計画区域マスタープラン、②上野都市計画区域区分について、の2つでございます。変更の内容などを予め縦覧に供し、公述人を募集し、募集のあった方に公開の場で意見を述べていただくこととなります。

公聴会の日時は平成29年5月14日、会場は伊賀庁舎です。都市計画の素案の縦覧期間は平成29年4月14日から5月1日までです。縦覧場所は、ご覧のとおりになります。

なお、公述人の応募が無かった場合は、開催いたしません。

都市計画審議会の委員の皆さまには出席を求めるものではございませんが、開催概要な

どについて、改めて後日、周知させていただく通知文書を送付させていただきます。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。5月14日の公聴会開催の後は6月から8月にかけて国への事前協議を行い、9月に案の縦覧を行い、10月には本件最終案を本審議会にお示しいたしまして、答申をいただければと考えております。

その後、11月に国との本協議を行い、国の同意を得て平成30年度以降に変更告示を行うように考えております。なお、国への事前協議を行っている7月には、本審議会でも経過を報告させていただきたいと考えております。

以上で、「伊賀市の都市計画の変更」と「公聴会の開催」についての報告を終わります。

<朝日議長>

報告は以上でございますが、ご質問・ご意見がございましたらご発言をお願いします。

<川村委員>

参考までにちょっと。

<朝日議長>

はい、23番の川村委員、お願いします。

<川村委員>

この市町村合併をした結果、こういったことにしていかなあかん要請って国か何か、都市計画の法があるのか、あったんかな、どうでしたかな。決まりがあるのか。

あのですね、市町村合併16年でしてますやんか、今、手続を公表してるけど、それまあ公表はしたんですけど、これ10年経ってようやく動き出したっちゃう感じなんですけど、別に20年かかっても良かったのか、その合併したこういうものはしていかなくてはならない何かあったんかなと。どっちかな、と思って。

<朝日議長>

はい、事務局お願いします。

<事務局>

都市計画区域の設定と行政の区域である市町村合併の話とは別立てでございます、都市計画区域は生活や地域の結びつきの強さというもので区域を設定しますので、合併したからこれを都市計画区域も一緒にしなくてはいけない、ということではございません。

法律にもそのような定めはございません。今回は1つの市町に複数の都市計画区域が残っているために一体的なまちづくりが支障が出ているということで、伊賀市の方でそのような希望をされて県の方針とも合致するので進めているものでございます。

<川村委員>

はい。

<朝日議長>

はい、23番の川村委員。

<川村委員>

もう一度だけ。それとさっきあの審議して議決した三重県の都市マスタープランありま

すよね？ここに「圏域外」っていうのがあったんですけど、そうするとこういう圏域の考え方も一つにはあるっていう考え方でええのかなと。

私はここで伺って、市町村合併に伴ってただ法的に何年間の間にやりなさい、速やかにやりなさい、ってのがあるのかなと思ってたけど無いっていうことであれば、例えば、北勢圏域とか、中・南勢部、伊勢とか東紀州圏域でもそれこそ自主制定区域っていうモノの考え方をしていくのが流れとしてはあるっていうことでええですかね？

<朝日議長>

事務局をお願いします。

<事務局>

基本方針、先ほどのですね 1769 号議案の 14 ページのところを見ていただきますと、実は市町村合併におきまして複数の都市計画区域が一つの行政市町の中に複数混在する、という都市計画区域がいくつもできました。

で、これまでの中でですね、進めてくる中ではここに表記させていただきましたように、平成 23 年 9 月には志摩市で浜島、大王、志摩のこの都市計画区域を一つとして「志摩都市計画」といたしまして方針をですね一つの方角にするというような考え方で市町の総合計画や、あるいは、市町マスタープランと方向性を合わせるような動きもございました。

それから、24 年 5 月には松阪市におきましても同じように松阪、それから嬉野、三雲と行った、こちらの方は線引き・非線引きとありましたが、線引きを選択いただいてですね、一つのまちづくりの方角を定めていただくという動きはございました。

こういったことで各圏域ごとでも市町の合併や、それに伴います周辺とのまちのつながりにおきまして、都市計画区域の再編などが進められている状況でございます。

<朝日議長>

他にご意見の方、ございませんでしょうか。

はい、3 番、松本委員をお願いします。

<松本委員>

ご説明ありがとうございます。市町村合併によって、いくつもの都市計画区域があります。それで一つにしていこうというのがあり、一方で線引きを廃止してしまうということがあって、二つの方針があるのかなと思っております。

今、県のマスタープランの方針でも書かれておりますように、いわゆるコンパクト化を進めようということかと。そのコンパクト化を進める一つの方策として、やっぱり線引きがあると。

さらに言えば今、さらにそれをもっとコンパクト化しようという「立地適正化」というのが進められておるわけでありますが、今回、この地区で線引きを廃止してしまうと果たしてそういった効率的な都市の開発・整備というのが進むのかというのが今、心配なんです。その辺どうもこの「自主規制」といったところにかかっているのかなと思っておりますが、その一方でこの後の都市計画の変更によっても、この中心を上野地域ですかね、

あるいはそれぞれの拠点を中心とした望ましいまちづくりが進むのかどうか、その辺の補足いかがでしょうか。

<朝日議長>

はい、事務局お願いします。

<事務局>

はい。伊賀市におきましては、先ほどもご説明ありましたとおり自主条例を決定していただくということで、その自主条例の中で9つの区域、基本的な区域を設定してそれぞれの区域において建築の規制等をかけていただいて、一体的なまちづくりを行っていただくということでございます。

それから、伊賀市におきましては、人口減少も当然に起こっておりますし、世帯の減少も平成22年から始まっているような状況で今、直ちにですね、この開発圧力が強く市街地が無秩序に拡大していくというような心配は無いというふうに考えておきまして、その他、既存の都市計画の手法もこれからかけていくこともできますし、立地適正化計画についても策定を予定されているというところで、住民参加する形でいろんな長年かけて検討していただいたこともございまして、住民の合意形成という中で、伊賀市においては無秩序な土地利用というのが進むという心配は少ないという判断をしておきまして、区域区分の廃止という形でご提案をさせていただきます。

その他の地域につきましてはまだ、未だ開発圧力が強いところが多いと思いますので、今の現時点で三重県において区域区分の廃止をする、伊賀市の他にもするということは今のところ考えていないという状況でございます。

<朝日議長>

はい、3番、松本委員お願いします。

<松本委員>

はい、ありがとうございます。あのいわゆる線引きに代わる自主規制を含めて、あるいは立地適正化、更に今後は誘導を促すような方策を定めることによって望ましい都市の計画を実現していく、そういうことが考えられているということでよろしいですかね。

はい、ありがとうございました。

<川村委員>

ちょっと関連して。

<朝日議長>

はい、23番、川村委員お願いします。

<川村委員>

はい。そうすると1県に1制度とか、線引きとこの「自主規制」っていうのは、同一に扱うっていうことでいいのか、ようわからんのですよ。要は三重県内であるのは都市計画の制度って1つかなと思ってたけど、ほんで、線引きを外す、線引きは三重県で引いてるやつから国も含めてやってるんだけど、これ、線引き外していいっていうことになると、

どの市町でも線引き外してよって話はある話で。

それに代わって自主規制でやっていくということになるのかなと今、ふと思ったんですけど。

要は、1市2制度でも1つの県で2制度でええのかなと思って。私は今、思ってたのが市町村合併したことによる、特例か何かで線引き外しがあるのかなと思ったら、それもないって回答だったんで、そうすると例えば、三重県の都市計画審議会の考え方として、これからは「線引き外したい」という市町が出ればそれも「あり」だし、で、その中でやっていくということにすると、すごくチャレンジしていく都市計画になるのかなとは思ってたんで、その辺の確認だけさせてもらおうと、今後どういうまちづくりができるかなって可能性も広がるんで、それともう一つは手続き的にええのかなと思って。

私が今まで聞いてた中では多分、理解では1市1制度やし、1県1制度でやっていくことやったと思うんで、都市計画は三重県でかけて線引きしてって話やったと思うんで、それがこうええのかなと思って、今までの説明と違うけど。

<朝日議長>

事務局お願いいたします。

<事務局>

はい。まずですね、法律上、線引き、区域区分の必須地区ってのがございましてですね、中部圏の市街地に都市整備区域ですね。四日市であったり、桑名であったりってところは「法的に線引き必須」ってことになっております。

それ以外のところはまあ、現在では線引き任意の状態にはなっておりますけども、まず先ほど申しましたように、開発圧力が高いところでは引き続き区域区分、線引きを維持していくというのが県の方針でございます、これがまず1つ。

ただあの、伊賀市につきましてはですね、合併して6市町村が1つのまちになった中でですね、伊賀市のまちづくりの考え方がその旧役場周辺をですね、その地域拠点としてですね、そこへコンパクトにしていくというのがあった中でですね、線引きの中では、例えば阿山であったりですね、伊賀、青山などがですね、その市街化区域の方の都市計画基準に当てはまらないところがございますので、それを考慮してですね、自主条例に代えて土地利用を進めたうえでですね、線引きを外すという市の方針でしたので、県としてもそこは今回やむを得ないかなということ判断をした、ということでございます。

<朝日議長>

23番の川村委員、お願いします。

<川村委員>

渡辺さん言われるようにその「やむを得ない」という形の中でやるってことで、「好ましくはない」でしょっていう。

要は何でかっていうと、よく似た事情は他のところでもこれから出て来る可能性があるとする、外して自主規制でやってた方が良いのかなって判断はできるので、そうす

ると、線引きは外して、四日市はまあ線引きの必須区域になってる中でいくと、その横だけは自主規制でやれるっていうことになる、少しやっぱり一方では、三重県、国の全部の必須のものもある中に置くのと、どう公平性っていう考え方の言葉がどうかちょっとあるけれど、どうなのかな。

自主性を尊重すると必須で線引きしている地域のところと、その横のところでは線引きとは関係無しに自主規制でやれるっていう話になると、三重県のコントロールとしてなかなか難しいのかなと思うと。

その辺、整合性がある統制をどう取るのかな。

<朝日議長>

はい、事務局お願いします。

<事務局>

すいません、ちょっと「やむを得ない」ってところ訂正をさせていただきます。あの、伊賀市が考えた中ではですね、今回の自主条例で規制していくって方がより適切であるというふうに判断したということで、ごめんなさい「やむを得ない」ってのは少し訂正をさせていただきますと思いますけども、基本的にはその今の法定もありますので、都市計画の区域区分は適用していくってのは大前提かな、というふうに思っております。

<朝日議長>

はい、3番。松本委員お願いします。

<松本委員>

私、あの、事務局に先ほど質問したのはまったく逆の質問でして。「線引き外した後、ちゃんとまちづくりできますか？」という意味で質問させてもらったんですけど。

あの、自由が広がるわけじゃなくて、これ外してしまって、ドンドン無秩序な拡大が進んでいって、もう都市の真ん中、今まで投資したまちがボロボロになっていったら、その都市の将来、大丈夫ですか？ってそういう心配があるんですね。

で、お聞きしたら、いやそうじゃなくて、自主的な地域規制もかけて、さらに集約を進める立地適正化もやっていきながら、まちの魅力向上だけでなく、街づくりを進めていくということだったので、安心した。

だから、初めては物凄い危険だと思っています。

もう今日、聞きませんが、例えば、都市計画法の手法でやれることやれないことが出てきますし、あるいは財源の話なんかも出てくると思いますので、結構いろんなことが出てくるとは思いますけど、そういう意味ではやっぱり、効率的な都市整備を進めるためには線引きを活用する方が間違いなく良いので、ですので、それができなくなってる場合、じゃあどうやっていくのかお話を聞かせたいと思ったのですけれども。

<朝日議長>

先ほどあの、事務局の方からお話がありましたけれども、かなりその開発圧力というところが決め手になっていて、それが弱いところですね。これが、こういう形にな

っていった、という状況も一つでもあるということをつけ加えさせていただきたいと思
います。

この後ですね、公聴会もありまして、またこの会議でも審議される事項でございますの
で、いただいたご意見、それから公聴会の結果も踏まえてですね、本件につきましては次
回以降の審議会でお示しさせていただきたいと思ます。

最後に、次回審議会についての連絡を事務局からお願いいたします。

<事務局>

はい。事務局から次回審議会のご予定を、ご報告させていただきます。

第 184 回 審議会を予定で 7 月の下旬頃に開催させていただきたいなと思っております。
開催日時は 4 月以降、再度、委員の皆さまに調整させていただく予定ですが、予定議案と
いたしましては、建築基準法第 51 条の但し書きに係る付議案件ということで予定しており
ますので、どうぞよろしく申し上げます。

<朝日議長>

ただ今の連絡事項につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

無いようですので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

<事務局>

朝日議長には議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆さまにはご審議、大
変ありがとうございました。

これを持ちまして第 183 回都市計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(終わり)